第四十三条第二項の表三の項及び四の項中「二千百五十円」を「二千百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同表五の項中「二千二百円」を「二千二百五十円」に、「千九百五十円」を「二千千円」に、「二千五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表六の項を次のように改める。

六　自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	千八百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千四百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千百五十円

第四十三条第二項の表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表の備考一中「三千五百円」を「二千七百五十円」に、「七百五十円」を「六百五十円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千円」を「二千八百円」に、「二百五十円を、」を「二百円を、」に、「二百円」を「二百五十円」に、「ついては百五十円」を「ついては二百円」に改め、同表の備考二中「三百円を、普通自動車免許」を「三百五十円を、普通自動車免許」に、「三百円を、特定第一種運転免許」を「二百円を、特定第一種運転免許」に、「三百五十円を減ずる」を「三百円を減ずる」に改め、同条第三項の表一の項から五の項までを次のように改める。

一　教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	二百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	百五十円
二　技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円
三　学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千百五十円
四　法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
五　自動車教習所に関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円

第四十三条第三項の表六の項中「千四百円」を「千三百五十円」に、「千二百円」を「千百五十円」に改め、同表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表の備考一中「三千二百円」を「二千七百五十円」に、「六百五十円」を「七百円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「二千七百五十円」を「二千八百円」に、「二百円を減ずる」を「二百五十円を減ずる」に改め、同表の備考二中「百五十円」を「百円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百十二号

鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成二十四年一月二十一日とする。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修